

## 九州大学研究開発コンサルティング規則実施細則

平成20年度九大細則第12号  
制 定：平成21年 3月31日  
最終改正：令和 2年 3月31日  
(令和元年度九大細則第23号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学研究開発コンサルティング規則（平成20年度九大規則第73号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、研究開発コンサルティングの申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、規則に定めるところによる。

(研究開発コンサルティングの内容)

第3条 研究開発コンサルティングの内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育・研究及び技術上の専門的知識に基づく指導助言
- (2) 実験機器等を用いた各種分析、解析及び評価
- (3) 国内外の先端技術等の調査及び分析
- (4) 新規事業の企画及び実現に向けた計画立案の支援
- (5) 共同研究等の実施に向けた技術的可能性の検証
- (6) 技術課題及び経営課題の解決のための助言
- (7) 技術教育の企画及び実施

(研究開発コンサルティングの申請)

第4条 規則第3条に規定する申請は、総長が別に定める研究開発コンサルティング申請書兼受諾書によるものとする。

(受入決定の通知)

第5条 規則第5条第2項に規定する総長等（以下「総長等」という。）への受入決定の通知（規則第17条の規定により中央分析センター長又は超顕微解析研究センター長が行う場合を含む。）は、受入決定の通知書に前条の研究開発コンサルティング申請書兼受諾書の写を添えて行うものとする。

(研究開発コンサルティング契約)

第6条 規則第6条第1項に規定する研究開発コンサルティングに関する契約は、総長が別に定める研究開発コンサルティングに関する約款により締結するものとする。

(研究開発コンサルティング費)

第7条 規則第9条第1項に規定する研究開発コンサルティング費のうち研究開発コンサルティングの遂行に必要となる経費（以下「直接経費」という。）の費目は、次のとおりとする。

- (1) コンサルティング料
- (2) 人件費
- (3) 研究旅費
- (4) 備品費
- (5) 消耗品費
- (6) その他（光熱水料、施設使用料、機器使用料、通信運搬費等）

2 コンサルティング料は、1時間につき2万円を最低の額とし、本学と委託者が協議の上、定める額とする。

3 研究開発コンサルティング費のうち研究開発コンサルティングの実施に伴う諸手続等に必要となる経費相当額（以下「間接経費」という。）の額は、直接経費の30%に相当する額とする。

4 規則第10条第2項に規定する研究開発コンサルティング費を当該研究開発コンサルティング

の開始日以降に納付することができる場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 研究開発コンサルティング費の納付を待たずに研究開発コンサルティングを開始しなければならない事情がある場合
- (2) 委託者が研究開発コンサルティング費を確かに納付することを約した場合
- (3) 委託者の財務状態が健全であることを確認できた場合

(分析機器等)

第8条 規則第9条第3項に規定する分析機器等とは、中央分析センターが所管し、若しくは登録する分析機器等又は九州地区ナノテクノロジー拠点ネットワーク事業(文部科学省の委託事業「先端研究施設共用イノベーション創出事業ナノテクノロジー・ネットワークプログラム」により、本学が中核機関となり実施する事業をいう。)の支援を受けた機器等をいう。

(中止、期間延長又は内容変更の通知)

第9条 規則第11条第3項に規定する総長等への中止、期間延長又は内容変更の通知(規則第17条の規定により中央分析センター長又は超顕微解析研究センター長が行う場合を含む。)は、中止、期間延長又は内容変更(以下「変更等」という。)の通知書に総長が別に定める研究開発コンサルティング変更申請書兼受諾書の写を添えて行うものとする。

(協力者)

第10条 規則第14条の規定により、研究開発コンサルティングの担当者以外の者を協力者として研究開発コンサルティングに参加させ、又は協力させる場合は、当該協力者に総長が別に定める同意書を提出させるものとする。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大細則第16号)

この細則は、平成21年12月1日から施行し、平成21年11月1日以降に締結した技術指導等契約から適用する。

附 則(平成25年度九大細則第6号)

この細則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大細則第29号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大細則第24号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大細則第23号)

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この細則の施行前に締結した技術指導等契約については、なお従前の例による。